

○四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第57号

四街道市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱（平成25年告示第143号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、脱炭素化に寄与する設備等（以下「住宅用設備等」という。）を導入する者に対し、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（令4告示50・一部改正）

（補助金の交付対象）

第2条 この告示において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用品の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

（令3告示53・令4告示50・令5告示43・令7告示48・一部改正）

（補助対象設備を導入する住宅）

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表第2の補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。

（令6告示54・全改）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、別表第3の共通要件及び別表第4の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。

（令6告示54・全改）

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する者が負担した経費のうち別表第5に示すものとし、補助金の額は別表第6のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては、1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

(2) 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別に定める期間を経過し、交換又は増設をする場合

4 補助金は、窓の断熱改修及びV2H充放電設備にあっては、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては1棟に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。

5 補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において補助対象設備の種類ごとに、補助金を受けようとする者1人につき1回に限り交付する。

(令4告示50・令5告示43・令6告示54・令7告示48・一部改正)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第7及び別表第8に掲げる書類を添えて、当該年度の1月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、別表第7(7)及び(8)に掲げる書類を省略させることができる。

(令6告示54・全改、令7告示48・一部改正)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査

を行い、補助金の交付の可否を決定し、四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（令4告示50・一部改正）

（実績報告及び確定通知の特例）

第8条 規則第12条に規定する実績報告については、第6条の交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する確定通知については、前条の交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

（交付請求）

第9条 第7条の規定により決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書の提出期限は、当該年度の3月10日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日等でない日）とする。

（令4告示50・一部改正）

（交付方法）

第10条 補助金の交付方法は、受給者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第11条 受給者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した住宅用設備等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 受給者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した住宅用設備等について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、四街道市住宅用設備等導入促進事業補助金設備処分承認申請書（様式第4号）により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

3 前項で定める財産処分制限期間は、別表第9のとおりとする。

4 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認・不承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

5 第2項の場合において、市長の承認を得て補助対象設備を処分することにより収入が

あったときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(令 3 告示 5 3 ・ 令 4 告示 5 0 ・ 令 5 告示 4 3 ・ 令 6 告示 5 4 ・ 令 7 告示 4 8 ・
一部改正)

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者であると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、その者に通知するものとする。

(令 4 告示 5 0 ・ 一部改正)

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

(受給者の責務)

第14条 受給者は、市長から住宅用設備等を導入した効果に関する資料の提供等を求められたときは、これに協力しなければならない。

(令 4 告示 5 0 ・ 一部改正)

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公示の日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(令 2 告示 6 0 ・ 追加、令 5 告示 4 3 ・ 一部改正)

(四街道市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部改正)

3 四街道市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成23年告示第51号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平 3 1 告示 5 2 ・旧第 3 項繰上、令 2 告示 6 0 ・旧第 2 項繰下)

附 則 (平成 3 0 年告示第 4 5 号)

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年告示第 3 5 号)

この告示は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年告示第 5 2 号)

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 2 年告示第 6 0 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 5 3 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 1 4 4 号)

この告示は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 1 5 6 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 4 年告示第 5 0 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年告示第 4 3 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 6 年告示第 5 4 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年告示第 4 8 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 2 項、第 3 条)

(平 3 1 告示 3 5 ・ 令 3 告示 5 3 ・ 令 3 告示 1 4 4 ・ 令 4 告示 5 0 ・ 令 5 告示 4 3 ・ 令 6 告示 5 4 ・ 令 7 告示 4 8 ・ 一部改正)

補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、国が令和6年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率U_wが1.9以下のものであること。加えて、1室（壁、ドア、障子、ふすま等（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）を除く。）で仕切られている空間をいう。）の単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例として、リビング及びキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。</p> <p>※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことがで</p>

	<p>きる小窓)、300×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア及び勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象とできる。</p> <p>※共同住宅又は長屋(以下「マンション等」という。)においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。</p>
電気自動車	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、四街道市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、四街道市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける

	<p>年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

別表第2（第3条）

（令6告示54・追加）

補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 第6条に規定する交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p>

	<p>ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在するマンション等</p>
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 第6条に規定する交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> <p>(3) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第6条に規定する交付申請の日までにV2H充放電設備を設置していること。この場合において、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 第6条に規定する交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備については、新設・既設を、電気自動車等については、新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内</p>

	<p>に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3（第4条）

（令6告示54・追加）

補助対象者の要件（共通要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備	<p>(1) 市税を滞納していないこと（申請者が個人の場合は、自らと同一の世帯を構成する者を含む。）。</p> <p>(2) 補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、補助対象経費を負担した当該補助対象設備の所有者であること（所有権留保付きローン（残価設置型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）。</p> <p>(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、当該リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する方法で補助金相当分を還元するものとする。この場合において、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。</p> <p>ア リース期間が第11条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p> <p>(4) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当</p>

	しないこと（申請者が個人の場合は、自らと同一の世帯を構成する者を含む。）。
--	---------------------------------------

別表第4（第4条）

（令6告示54・追加、令7告示48・一部改正）

補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム （エネファーム）、定置 用リチウムイオン蓄電シ ステム	(1) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること（申請者が個人の場合に限る。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この告示に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表第9に掲げる財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。 (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムについては、定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、県が行う他の同種の補助を重複して受けていないこと。
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項(2)ア又はイに該当する場合 (1) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者であること（申請者が個人の場合に限る。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同

	<p>じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この告示に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項(2)ウに該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、この告示に基づく補助を受けていないこと。</p>
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者であること（申請者が個人の場合に限る。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が、この告示に基づく補助を受けていないこと。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者であること（申請者が個人の場合に限る。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この告示に基づく補助を受けていないこと。</p>

別表第5（第5条第1項）

（平30告示45・令3告示53・令4告示50・令5告示43・一部改正、令6告示54・旧別表第2線下・一部改正）

補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネフレリモコン等）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、システム（エネフレリモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）

アーム)	
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（窓又はガラス）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は、対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの（窓として登録されているものを除く。）本体及びその交換に要する工事費は、対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

別表第6（第5条第1項）

（令4告示50・全改、令5告示43・一部改正、令6告示54・旧別表第3繰下・一部改正、令7告示48・一部改正）

補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限100,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限70,000円
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項(2)ア又はイに該当する場合 補助対象経費の額×4分の1（上限80,000円） 補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項(2)ウに該当する場合 補助対象経費の額×4分の1（上限80,000円×改修を行う戸数）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限150,000円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限100,000円
V2H充放電設備	補助対象経費の額×10分の1 (上限250,000円)

別表第7（第6条）

（令6告示54・追加、令7告示48・一部改正）

交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備及び設置に係る概要書（様式第1号別紙1） (2) 補助対象経費が明記されている工事請負契約書等の写し （補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース契約書の写し） (3) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第1号別紙2）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (4) 補助対象経費の支払を証する書類（補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費を確認できる書類） (5) 補助対象設備の型式、能力等の仕様を確認できる書類 (6) 補助対象設備の設置状況を確認できる写真（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合は、保管場所において撮影した写真） (7) 申請者（個人に限る。）が属する世帯全員の住民票の写し (8) 市税の滞納がないことを明らかにする書類（申請者が個人の場合は、当該申請者が属する世帯全員分） (9) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し（補助事業を実施する者が法人である場合に限る。） (10) その他市長が必要と認める書類

備考 添付書類の(7)及び(8)については、証明すべき事実を市が公簿等によって確認することに同意する場合は不要とする。

別表第8（第6条）

（令6告示54・追加、令7告示48・一部改正）

交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	(1) 補助対象設備の配置図 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の配置図 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置用リチウムイオン蓄電システムの項(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の配置図（平面図、立面図） (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。） (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱改修の項(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類 (4) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限る。） (5) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証及び賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限る。）
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第2電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の項(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類 (2) 自動車検査証記録事項の写し

	(3) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の配置図 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2V2H充放電設備の項(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類

別表第9（第11条）

（令6告示54・追加）

財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年